

全地区（輪之内町）

令和元年度事例

【地域の概要】

- 県の西南部地域に位置し、揖斐川・長良川に囲まれた輪中地帯。
- 農地面積は約1,120ha（田1,000ha 畑119ha）で、水稻中心の水田農業が行われている。
- 認定農業者、法人、集落営農など、中心となる担い手への集積面積は721haであり、集積率は64.4%となっている。
- 農業者の高齢化・後継者不足が進んでおり、管理がままならない農地が増え、遊休農地化・違反転用の温床となることが懸念される。

取組開始前の状況や課題

- 田に畠土を入れ畠地化したが、管理できず遊休農地となる事案があった。
- 所有者の思いとは違い、建設残土が置かれた結果、農地性を失い違反転用となる事案があった。
- 所有者に対して必要な手続きが十分周知されていないこと、農地改良に対しての明確な基準がないことが課題である。

取組内容

- 農業委員会が主体となり、区長会、福東輪中土地改良区へも協力を求め、『農地改良届に関する指導要綱』を制定する（R2年2月）。
- 町広報誌や町ホームページを活用し、令和2年4月1日より農地改良を行う場合は、事前に農業委員会へ「農地改良届出書」の届け出が必要になる旨の周知・啓発を行う。

今後の展開と方向性

- 具体的な計画が無いまま農地改良を行い管理ができなくなることを防ぐ。
- 所有者に対して、農地管理の必要性を理解してもらうことで、意図せず違反転用をしてしまうこと、被害者となることを防ぐ。
- 農地を契機として、所有地や地元の土地の利用状況に关心を持たせることで、適切な土地利用に対する地域の目を育む。